

令和元年度 豊中市 幼児教育・保育無償化 事業者説明会（市外認可施設対象）
 （令和元年(2019年)7月1日実施分）

質問票への回答について

問	回答
一時預かりについて	
<p>「特定子ども・子育て支援(預かり保育)提供兼領収証明書」の様式について、周辺他市との統一様式なんでしょうか。</p>	<p>現段階では市独自のものを想定しています。周辺他市でも使用してもらおうよう調整中ですが統一できるかどうかはわかりません。</p>
保育料について	
<p>保育料部分の無償化について、「代理受領」と「償還払い」の手法は、施設が選択することができるのでしょうか。</p>	<p>施設ごとの選択ではなく、市町村ごとで実施方法を定めます。豊中市においては、従来制度私立幼稚園における保育料部分の無償化について、法定代理受領方式で実施します。</p>
入園料について	
<p>入園料は先に全額保護者より徴収し、無償化上限額と保育料(上限額未満)の差額を保護者に返金する方法をとってもよいのでしょうか。</p>	<p>豊中市としては現物給付での対応とするので、入園金徴収の段階での差し引きをお願いしています。 入園金徴収の段階での差し引きが難しい場合、お申し出の方法をとっていただいても結構ですが、二重徴収にならないよう、確実に保護者への返金を行っていただくことになります。 (2019/8/1 追記)</p>
<p>月の途中で退園する場合、入園金はどのように扱えばよいのでしょうか。</p>	<p>入園金・保育料を合わせて 25,700 円までが無償化の対象になり、市からの給付費は日割り計算となります。月途中での退園となると、退園日以降、本来給付費等の一部として給付されるべき入園金部分については保護者負担となります。園によっては、保育料含め日割り計算や・減免規定の検討をされています。</p>
施設等利用給付認定について	
<p>保護者補助金の申請を辞退された場合、どの書類を提出してもらえばよいのでしょうか。7/2以降配布の認定申込書のみでよいのでしょうか。</p>	<p>無償化の対象となるためには施設等利用給付認定(新1号～3号認定)が必要となりますので、別途ご案内いたします。すでにご質問のような方がいらっしゃる場合には園よりご連絡願います。</p>